

○岡山県警察代替職員取扱要綱の制定について(通達)

(令和5年9月11日岡務第656号警察本部長例規)

各部長

首席監察官

各統括官 殿

運転免許センター長

各所属長

この度、別添のとおり岡山県警察代替職員取扱要綱を制定し、本日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

岡山県警察代替職員取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、職員の休業等に伴い任期を定めて採用する代替職員の選考方法、任期等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において「代替職員」とは、次に掲げる職員の総称をいう。

- (1) 育休代替職員 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第6条第1項第1号の規定により採用する職員
- (2) 育児短時間勤務代替職員 育児休業法第18条第1項の規定により採用する職員
- (3) 任期付職員 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年岡山県条例第35号)第3条各項の規定により採用する職員であって(4)から(6)までに掲げる職員以外のもの
- (4) 産休代替職員 産前産後休暇(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(昭和35年岡山県人事委員会規則第16号)第11条第1項第8号に規定する特別休暇をいう。)を取得する職員の業務を代替するために採用する職員
- (5) 不妊症等治療休職代替職員 職員の分限に関する条例(昭和46年岡山県条例第11号)第2条第4号の規定により、不妊症又は不育症のため治療を必要として休職する職員の業務を代替するために採用する職員
- (6) 高齢者部分休業代替職員 職員の高齢者部分休業に関する条例(平成29年岡山県条例第6号)第3条第1項の規定により、高齢者部分休業をする職員の業務を代替するために採用する職員
- (7) 配偶者同行休業代替職員 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年岡山県条例第56号)第9条第1項第1号の規定により採用する職員

第3 選考方法等

- 1 警察本部長は、代替職員として採用されることを希望する者を対象に、代替職員選考採用試験(以下「採用試験」という。)を実施する。
- 2 採用試験に合格した者については、代替職員採用候補者名簿(様式第1号。以下「名簿」という。)に登載する。
- 3 代替職員の採用が必要と認められる場合は、名簿の登載者の中から適任の者を人事委員会に対して選考請求する。
- 4 警察本部長は、3の選考請求の結果、人事委員会で承認された者を代替職員として採用することとし、当該代替職員に対して人事異動通知書を交付する。
- 5 名簿に登載する期間は、採用試験の最終合格発表の日から3年間とする。
- 6 代替職員としての任期(任期を延長した場合は、延長後の任期)が満了した者に係る再任用は、再任用しようとする日が、その者の名簿の登載期間内であるときに限り行うことができる。
- 7 名簿に登載した者を産休代替職員として採用した場合は、その者の名簿の登載期間が終了した後も、引き続きその者を育休代替職員として再任用することができる。
- 8 名簿に登載した者を育休代替職員として採用し、又は再任用した場合は、その者の名簿の登載期間が終了した後も、引き続きその者を育児短時間勤務代替職員として再任用することができる。

第4 任期等

- 1 任期は、3年を超えない範囲内で必要と認められる期間とする。
- 2 任用の時期は、代替職員により業務を代替されることとなる職員(以下「被代替職員」という。)に係る代替を要する事由の開始日以降とする。
- 3 任期は、被代替職員に係る代替を要する事由の期間を任用の限度として個別に定めるものとし、採用の際に交付する人事異動通知書に当該任期を明示するものとする。
- 4 任期を定めて採用されること及び任期については、あらかじめ同意書(様式第2号)により同意を得ておくものとする。
- 5 1の規定にかかわらず、警察本部長が特に必要と認めるときは、代替職員の任期は、任用の日から起算して5年を上限として延長することができる。
- 6 被代替職員に係る代替を要する事由の期間が延長した場合には代替職員の任期が延長されることについて、代替職員となる者に対し、あらかじめ説明し、同意書により同意を得ておくものとする。
- 7 被代替職員に係る代替を要する事由が消滅した場合には代替職員の任期が短縮されることについて、代替職員となる者に対し、あらかじめ説明し、同意書により同意を得ておくものとする。
- 8 産休代替職員を引き続き育休代替職員として再任用する場合は、被代替職員の産後休暇終了日を産休代替職員の任期の末日とし、被代替職員の育児休業開始日を、育休代替職員としての任期の初日とする。

- 9 育休代替職員を引き続き育児短時間勤務代替職員として再任用する場合は、被代替職員の育児休業終了日を育休代替職員の任期の末日とし、被代替職員の育児短時間勤務開始日を育児短時間勤務代替職員としての任期の初日とする。
- 10 代替職員の任期を延長し、若しくは短縮し、又は再任用するときは、都度、当該代替職員に対して人事異動通知書を交付するものとする。

第5 服務等

- 1 代替職員に係る服務、分限及び懲戒については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)その他関係条例等の規定による。
- 2 代替職員に係る給与については、岡山県職員給与条例(昭和26年岡山県条例第18号)その他関係条例等の規定に基づき支給する。
- 3 代替職員に係る勤務時間及び休暇については、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和26年岡山県条例第58号)その他関係条例等の規定による。
- 4 代替職員に係る公務上の災害又は通勤による災害については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)その他関係法令等の規定に基づき補償する。
- 5 代替職員は、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、岡山県警察職員互助会設置規程(昭和30年岡山県警察訓令第9号)その他関係法令等の定めにより、警察共済組合及び岡山県警察職員互助会に加入するものとする。
- 6 代替職員は、地方公務員等共済組合法、健康保険法(大正11年法律第70号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)その他関係法令等の定めにより、共済保険、健康保険、雇用保険、厚生年金等に参加するものとする。

第6 文書の保存

名簿及び同意書は、警務部警務課において、長期間保存するものとする。